

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成19年10月1日

京都市長 榎本頼兼

1 申請者の住所及び氏名

京都市西京区大枝北杏掛町4丁目10番地の10

南部 喜八郎

2 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第4地区建築協定

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北杏掛町4丁目8番地の1、8番地の2、8番地の5から8番地の7まで、9番地の2、9番地の3、9番地の5から9番地の7まで、9番地の9から9番地の15まで、10番地の1から10番地の6まで、10番地の8から10番地の12まで、11番地の2から11番地の12まで、12番地の1から12番地の3まで、12番地の5から12番地の11まで、13番地の1から13番地の5まで、14番地の2から14番地の5まで、15番地の1から15番地の9まで、16番地の2から16番地の12まで、17番地の2、17番地の3、17番地の5から17番地の11まで、20番地の1から20番地の9まで、21番地の2から21番地の4まで、21番地の8から21番地の14まで、22番地の3、22番地の5から22番地の7まで、22番地の9、22番地の11、22番地の12、23番地の1から23番地の11まで及び

24 番地の 1

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町 4 丁目 8 番地の 3, 8 番地の 4, 9 番地の 1, 9 番地の 4, 9 番地の 8, 10 番地の 7, 11 番地の 1, 12 番地の 4, 14 番地の 1, 15 番地の 10 から 12 まで, 16 番地の 1, 17 番地の 1, 17 番地の 4, 21 番地の 1, 21 番地の 5 から 21 番地の 7 まで, 22 番地の 1, 22 番地の 2, 22 番地の 4, 22 番地の 8, 22 番地の 10 及び 24 番地の 2

5 建築協定の事項

建築物の敷地, 位置, 構造, 用途, 形態, 意匠, 建築設備及びその他の事項

6 協定の期間

10 年間

7 認可年月日及び番号

平成 19 年 10 月 1 日付け第 13-003 号

(都市計画局建築指導部建築指導課)